

平成24年6月5日

国土交通大臣 殿

地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称: 大分地産優良住宅

グループの名称: 豊の国優良住宅推進協議会

(グループ代表者)

代表者名: 坂井泰久 印

代表者所属先: (株)坂井建設

代表者住所: 大分県大分市大字中戸次5890番1

電話番号: 097-597-1953

(グループ事務局)

事務局事業者名: (有)中山建材店

事務局担当者名: 小石 彰 印

事務局住所: 大分市向原東2-1-28

事務局電話番号: 097-558-8888(代)

事務局FAX: 097-551-6744

事務局担当者E-mail: kosisi@nakayama-kenzai.co.jp

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 大分地産優良住宅		(地域型住宅供給対象地域) 大分県	
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 豊の国優良住宅推進協議会		(結成年月) 平成24年3月	
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 大分県産材	(産地) 大分県及び福岡県、熊本県、宮崎県	(認証制度等) 大分県産材認証制度、合法木材認証制度	
4. グループ代表者名(必須)	坂井泰久	5. グループ代表者の所属先(必須)	(株)坂井建設	
6. グループ事務局事業者名(必須)	(有)中山建材店	7. グループ事務局事業者所在地(必須)	大分県大分市向原東2丁目1-28	
8. グループ事務局事業者TEL(必須)	097-558-8888	9. グループ事務局事業者FAX(必須)	097-551-6744	
10. グループ事務局担当者名(必須)	小石 彰	11. グループ事務局担当者E-mail(必須)	koisi@nakayama-kenzai.co.jp	
12. グループ構成員(必須)				
	事業者名	代表者名	所在地	平成23年(1月～12月)実績
I. 原木供給			構成員数: 7	地域材(丸太)供給量(m ³)
I-1	佐伯広域森林組合	戸高 壽生	佐伯市7255番地13	153,000 m ³
I-2	九州木材市場	田中 正史	日田市三和2727-10	120,000 m ³
II. 製材・集成材製造・合板製造			構成員数: 11	生産量
II-1	外山木材(株)	外山 正志	都城市八幡町18-7	63,000 m ³
II-2	佐伯広域森林組合	戸高 壽生	佐伯市7255番地13	55,000 m ³
II-3	(株)小田製材所	小田 惣一朗	日田市日出町131	48,314 m ³
II-4	(株)佐藤製材所	佐藤 貴之	日田市大字小野26-1	42,000 m ³
III. 建材(木材)流通			構成員数: 7	木材供給量
III-1	東九州木材市場(株)	上原 稔	大分市羽屋739	18,900 m ³
III-2	(株)玉井木材センター	玉井 義信	大分市大字中戸次5170-3	4,100 m ³
IV. プレカット			構成員数: 5	プレカット戸数
IV-1	ナイスプレカット(株)	杉田 理之	横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番1号	2,511 戸
IV-2	大分プレカット協同組合	白石 忠士	大分県豊後大野市清川町砂田2221	324 戸
V. 設計			構成員数: 13	木造住宅設計戸数
V-1	長野設計一級建築士事務所	長野 信行	大分市牧上町19-2	22 戸
V-2	日本ハウジング株式会社一級建築士事務所	馬場 鉄心	大分市大字片島75-1	20 戸
V-3	坂井建設設計二級建築士事務所	坂井 泰久	大分市大字中戸次809番地	19 戸
VI. 施工			構成員数: 18	元請の新築住宅供給戸数
中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)			被災地	平成23年実績
VI-1	豊南不動産 有限会社	玉野井 重治	佐伯市若宮町1-65	23 戸
VI-2	日本ハウジング株式会社	馬場 鉄心	大分市大字片島75-1	20 戸
VI-3	株式会社坂井建設	坂井 泰久	大分市大字中戸次809番地	19 戸
VI-4	藤丸建設 有限会社	藤丸 直行	大分市大字松岡6645番地の14	18 戸
VI-5	株式会社 井上建設	井上 正見	大分市大字鷺野1022番の2	15 戸
VI-6	有限会社 ウイズホーム	大賀 孝徳	佐伯市来島5601-1	10 戸
VI-7	大分ベスト不動産株式会社	坂井 史明	大分市庄境4番12号	9 戸
VI-8	株式会社 神野工務店	神野 洋光	大分市ひばりヶ丘5丁目6-9	9 戸
VI-9	有限会社 わさだ工務店	佐保 伸彦	大分市大字宮崎1492番地の151	8 戸
VI-10	有限会社 ハウスファクトリー	河合 信忠	佐伯市中村北町2-22	7 戸
VI-11	大成住建 株式会社	横山 久雄	大分市弁天1丁目1番23号	6 戸
VI-12	株式会社 丸高建設	石川 高次郎	宇佐市安心院町飯田111-1	6 戸
#REF!	構成員数: #REF!			#REF!
VII-1	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!
#REF!	構成員数: #REF!			#REF!
VIII-1	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!

- 注1) <様式2-1-2>は<様式2-1-1>とリンクが組まれています。グループ構成員は<2-1-2>に記入してください。
- 注2) 業種(I、II...)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、VI. 施工については、元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上)による体制としてください。
- 注3) VI. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。
- 注4) 業種(I、II...)毎に、平成23年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。
- 注5) I～VI以外の業種の構成員がある場合は、VII以降に記載してください。
- 注6) 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない(グループ構成員として記載できない)が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式2-2において説明してください。
- 注7) ※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。
- 参照: 内閣府HP(<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html>)

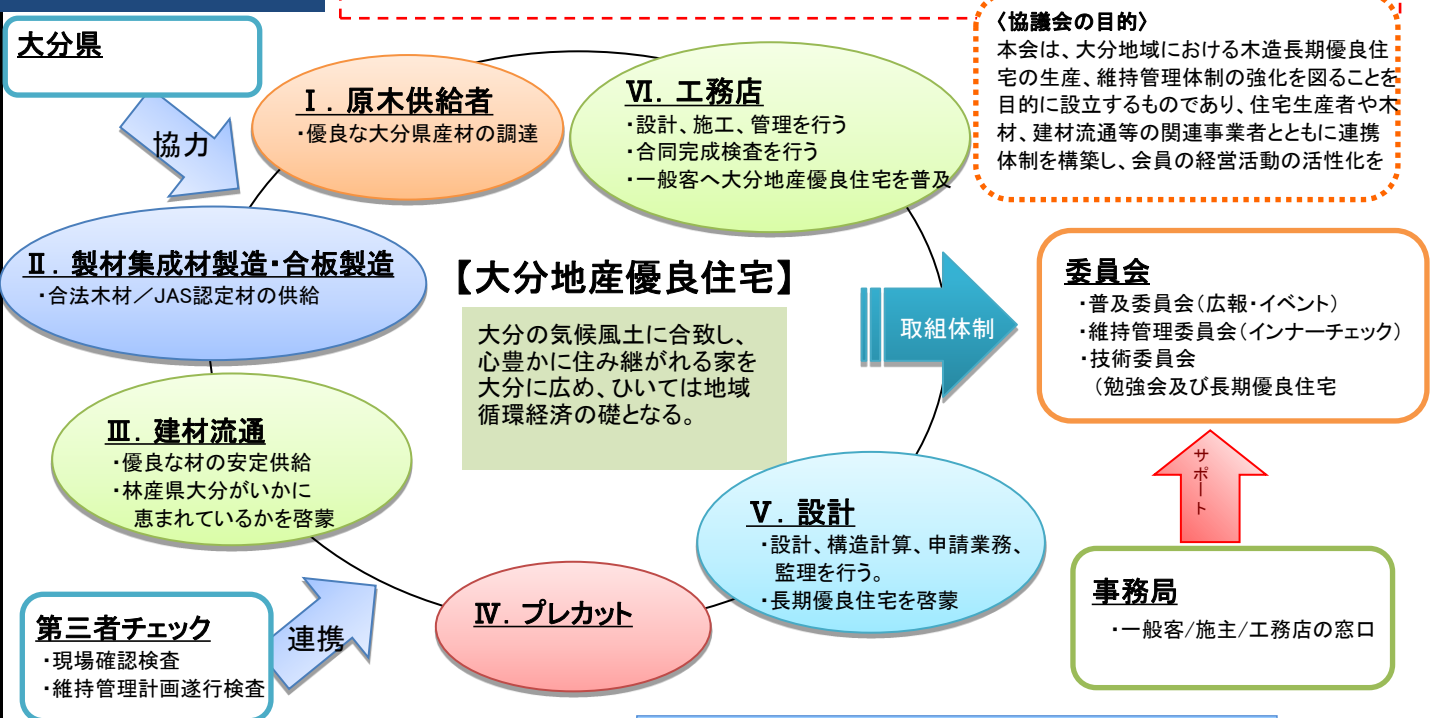
<グループ構成員記入用リスト>

注1 <様式 2-1-2>

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 大分地産優良住宅	(地域型住宅供給対象地域) 大分県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 豊の国優良住宅推進協議会	(結成年月) 平成24年3月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 大分県産材	(産地) 大分県及び福岡県、熊本県、宮崎県
		(認証制度等) 大分県産材認証制度、合法木材認証制度
4. 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等のフロー図等(必須)		

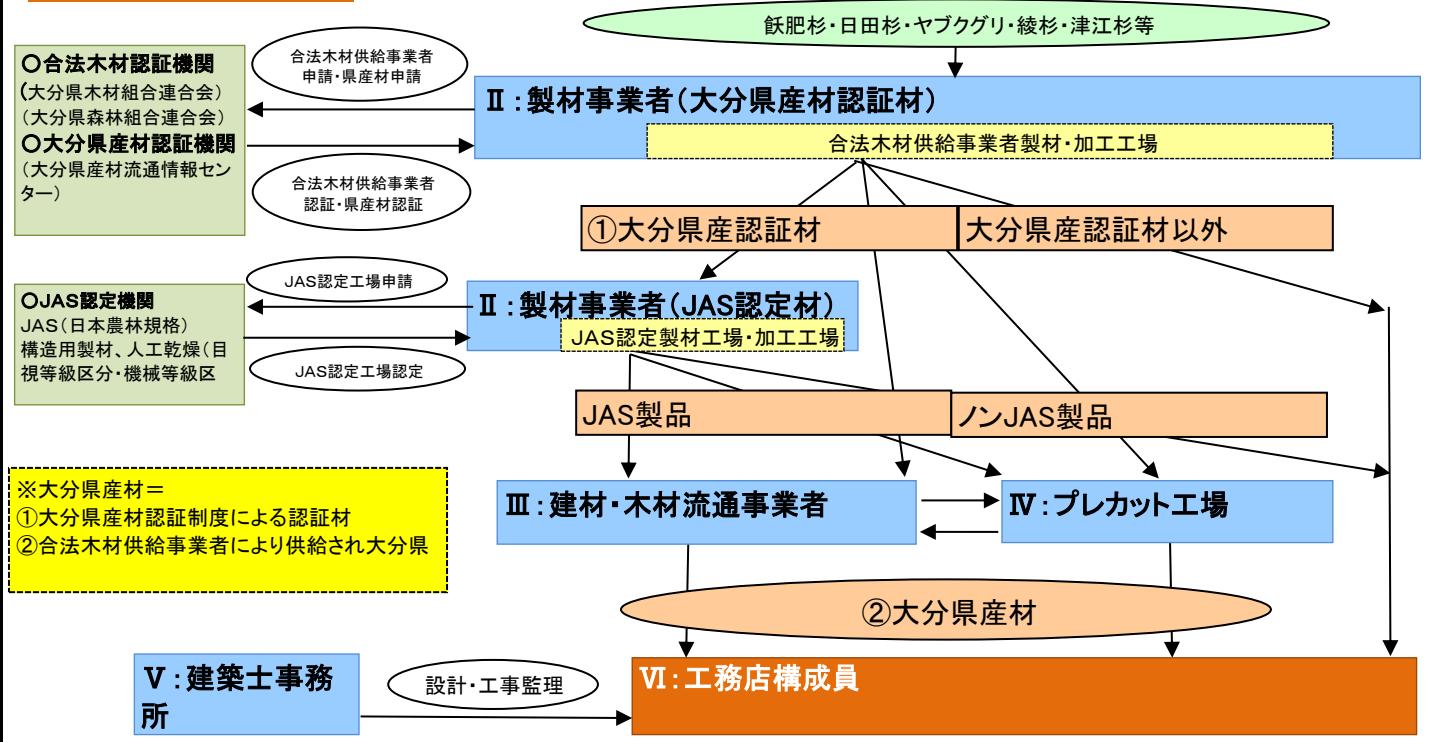
構成員の連携体制

当協議会は、大分県の協力を得て、日本有数の木材生産グループから工務店に至るまでの、



〈協議会の目的〉
本会は、大分地域における木造長期優良住宅の生産、維持管理体制の強化を図ることを目的に設立するものであり、住宅生産者や木材、建材流通等の関連事業者とともに連携体制を構築し、会員の経営活動の活性化を

地域材供給の流れ



注1) 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等について、フロー図等を用いてわかりやすく説明してください。

注2) 原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 大分地産優良住宅	(地域型住宅供給対象地域) 大分県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 豊の国優良住宅推進協議会	(結成年月) 平成24年3月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 大分県産材	(産地) 大分県及び福岡県、熊本県、宮崎県
(認証制度等) 大分県産材認証制度、合法木材認証制度		
4. 地域型住宅に使用する地域材の選定に当たっての考え方 (必須)		

地域型住宅に使用する地域材は下記の理由により【大分県産材】とする。

①大分県産材＝大分県産材認証制度にて認証された地域材もしくは合法木材供給事業者によって供給され大分県内の流通業者を流通した地域材とする。

林業が盛んな大分県は他県の率先垂範となるべく大分県産材を含めた日本の地域材を推奨する。本来の地域材活用という目的は県に止まらず県を含めた日本の地域材の活用が目的であると認識する。

②大分県はスギ素材生産量全国4位であり九州4県で全国シェアの34%を誇るスギ王国であり当該大分県産材認証制度に参画する原木供給から製材・流通までの事業者が多く、生産供給体制がしっかりとしており【大分県産材証明】が確実に取得できる。

③【大分県産材】の中でも大分中南部に育成する飢肥杉は九州の温暖の高温多湿な気候で育ち通直性があり脂分が多い＝粘りがあって折れにくい、水に強いという特徴を持ち杉素材生産日本一である宮崎県と同種であり日本全国に認知されてきている。

④大分県では大分県森連及び大分県木連が合法木材供給事業者認定を行い事業者認定された供給事業体によって生産持続性のある木材を供給していると同時に【大分県産材】の認定を受ける事となり供給体制が明確に確立されており『安心、安全』に使用できる。大分県の組織である林産振興課及び大分県木材協同組合連合会が活発に【大分県のスギ】の認知PR活動を率先垂範している事はご施主様への『安心・安全』な地域材PRに資するものである。

⑤国が定めるJAS(日本農林規格)の認証を受けた木材は品質、性能表示の表示制度を含んでおり含水率や強度等の品質性能が明確で一般エンドユーザーに差別化できる基準であり出来る限りJAS認定製品使用を推奨するものとする。また【大分県産材】に認証されている【大分方式乾燥材】は同時にJAS規格商品であり天然乾燥の良いところである『色、匂い、内部割れがない』という特徴があり全国的にもブランド化が進みつつあり認知度が高く【地域型住宅に使用する地域材】としての使用を推奨する。

○上記より主要構造材には大分県産材もしくは大分県産材のJAS製材製品を60%以上使用する事とし、柱・梁・桁は乾燥材を使用し、梁は材長4m以下で梁せい210mm以下の場合は、杉乾燥材を使用する。土台は桧材を使用する。羽柄材も大分県産材の乾燥材を使用するものとする。

部位別共通ルール表

	用途	部位	材種	使用率
大分県産材	主要構造材	柱	杉乾燥かJAS製品	全体の60%以上に使用
		梁・桁	杉乾燥(長さ4000mmまで梁せい210mmまで)	
		土台	桧	
羽柄材		間柱	杉乾燥	全てに使用
		筋違	杉乾燥	

5. 地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる根拠(該当する場合のみ記載)

該当なし

注1) 各項目について分かりやすく記載して下さい。

注2) 記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 大分地産優良住宅	(対象地域) 大分県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 豊の国優良住宅推進協議会	(結成年月) 平成24年3月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 大分県産材	(産地) 大分県及び福岡県、熊本県、宮崎県
(認証制度等) 大分県産材認証制度、合法木材認証制度		
4. 地域型住宅の特徴・具体像		
(1) 地域の気候・風土、歴史、文化、街並み景観等の特徴(必須)	<p>○古事記では「豊日別」と呼ばれ、昨年の最高気温が36.5度となるなど豊かな太陽が降り注ぎ、光あふれ人情こまやかな土地である。別府や湯布院など温泉と自然を利用した観光地が有名である。</p> <p>○木材をはじめ、七島蘭や珪藻土、漆喰、竹細工など、全国的にも知られた素材や伝統が残る。特に七島蘭は全国でも大分でしか生産されておらず希少である。</p> <p>○1596年(文禄5年)に、慶長豊後地震(大分地震)が記録されている。M 7.0～7.8、死者710人。地震によって瓜生島と久光島の2つの島が沈んだという伝説が残っている。</p>	
(2) 地域材の特徴、地域材供給の現状(必須)	<p>○スギ素材生産量は全国4位。主な森林資源はスギ人工林で大分県では人工林率も53%と高く(全国平均43%)、戦後特に植林が盛んに行われ林業が盛んなエリアである。</p> <p>○大分中南部に育成する鉄肥スギは通直性があり粘りがあり構造材全般に適材。大分西部エリアは日田杉があり建築用材として人気があり、また小国スギ、津江スギとブランドスギが多く全国での認知度も高い。</p> <p>○大分県では林業が盛んな県であり大分県林産振興課及び大分県木材協同組合連合会が率先して大分県産材の県外出荷取りまとめ活動や大分方式乾燥材のPR活動、地域材供給活動に模範垂範しており大分県ブランドの全国的な認知度が高まりつつある。</p>	
(3) 上記を踏まえた地域型住宅の特徴、具体像等(必須)	<p>○有数の林産県であることを活かし、大分県産材をふんだんに使った家</p> <p>○大分の自然と触れ合い、近隣との人情こまやかなお付き合いが出来るような家</p> <p>○伝統素材が継承され、また住み手がさらに家に愛着を持ち長く住みたくるように、大分の伝統素材を使った家</p> <p>○再度豊後地震が起こっても倒壊しない強い家。</p> <p>○南国であるため、特に夏の暑さ対策が考えられた家</p>	
5. 地域型住宅の生産に関する共通ルール		
		個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
(1) 地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール(必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣とコミュニケーションがとれるオープン外構 ・地域伝統素材(七島蘭・漆喰・珪藻土・床材・竹細工で作った間接照明等)のうち1つ以上採用する。 ・鉛直加重を直接基礎に伝えるため、柱直下率を60%以上とし地震に備える。 ・夏日対策として、軒の出を50センチ以上とし、西日対策として西側窓には遮熱ガラスを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外構計画図面 仕様書、地域伝統素材価格表、説明を受けたことに関する確認書 直下率計算書 仕様書、屋根伏図
(2) 地域型住宅に用いる地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール(必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要構造材に大分県産材またはJAS製材製品を60%以上使用する。 	大分県産材証明書(合法木材出荷証明書)/流通業者出荷書/JAS認定書/JAS製品出荷書/製材所出荷書/木拾い表
<ul style="list-style-type: none"> 主要構造材(柱・梁・桁・土台)における地域材使用のルール(必須) 主要構造材以外の部材における地域材使用のルール(必須) 	<ul style="list-style-type: none"> ①柱・梁・桁は乾燥材を使用する ②梁は材長4m以下で梁せい210mm以下の場合は、杉乾燥材を使用する ③土台は桧材を使用する。 ・間柱・筋違は、杉乾燥材大分県産材を使用する。 	大分県産材証明書(合法木材出荷証明書)/流通業者出荷書/製材所出荷書/木拾い表
(3) 地域型住宅の積算に関する共通ルール(任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域伝統素材(七島蘭・漆喰・珪藻土・床材・竹細工で作った間接照明等)の価格表を作成し明瞭にする。 	・見積書
(4) 地域型住宅で用いる資材(地域材を除く)の調達に関する共通ルール(任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・七島蘭、珪藻土については、生産者が問屋等から買い叩かれる現状を打破し地場産業を活性化するため、協議会に窓口を作り個々の生産者から適正価格で直接購入する。 	・取引契約書・見積書
(5) 地域型住宅の施工に関する共通ルール(任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・北部・中部・南部ごとに、インナーチェックとして完成検査(有料)を共同で行う。 ・第三者チェックとして(財)ベターリビングと(財)大分県建築住宅センターの現場確認検査を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明書・お施主サイン(行う場合は写真・チェックシート) ・検査済み証書
(6) 地域型住宅の維持管理に関する共通ルール(必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の大切さを施主に説明し、その意識付けと維持管理方法をマニュアル化する。 ・共通の第三者住宅履歴システムを採用し、施主と建物の管理、維持管理計画の管理を、各工務店と協議会の双方で行う。 ・維持管理の遂行状況を確認するため、(財)ベターリビングと(財)大分県建築住宅センターが第三者チェックを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施主用説明書・自己管理チェックシート ・住宅履歴情報登録証明書 ・維持管理状況確認依頼書
(7) 地域型住宅に関するその他の共通ルール(任意)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域伝統素材(七島蘭・漆喰・珪藻土・床材・竹細工で作った間接照明等)を仕様書の選択項目に入れ、そのうち1つは必ず採用する。 	仕様書、地域伝統素材価格表、説明を受けたことに関する確認書

注1)

注2) 5の(3),(4),(5),(7)については、各項目の共通ルールを設定した場合に記載してください(その他の欄は必ず記載)。

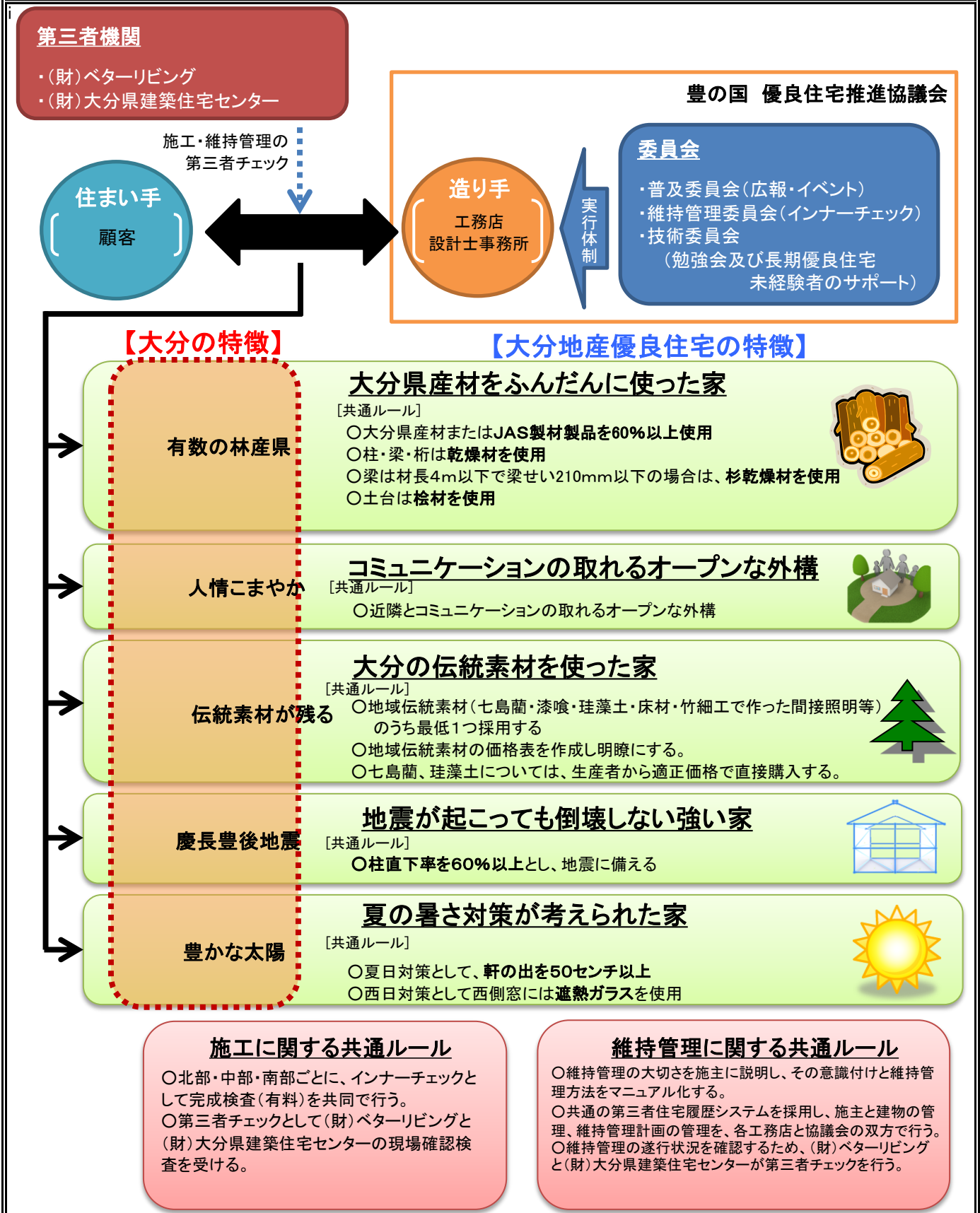
注3) 5の(2)において、「主要構造材における地域材使用のルール」及び「主要構造材以外の部材における地域材使用のルール」については可能な限り定量的なルールを記載して下さい。

注4) 「個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段」については、定性的な確認手段ではなく、添付資料等により、数値(定量的手法)や有無(○×)で判断が可能なものとします。すなわち、そのような内容で判断ができないものについては、「地域型住宅の生産に関する共通ルール」として設定することはできないこととします。

注5) 行が不足する場合は、適宜追加してください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 大分地産優良住宅	(地域型住宅供給対象地域) 大分県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 豊の国優良住宅推進協議会	(結成年月) 平成24年3月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 大分県産材	(産地) 大分県及び福岡県、熊本県、宮崎県
		(認証制度等) 大分県産材認証制度、合法木材認証制度

4. 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール等についての説明 (必須)



注1) 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールについて、図表等を用いてわかりやすく説明してください。

注2) 原則として、1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 大分地産優良住宅	(地域型住宅供給対象地域) 大分県
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 豊の国優良住宅推進協議会	(結成年月) 平成24年3月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等(必須)	(名称) 大分県産材	(産地) 大分県及び福岡県、熊本県、宮崎県
(認証制度等) 大分県産材認証制度、合法木材認証制度		
4. グループ形成のプロセス及び地域型住宅の生産に関する共通ルールの合意形成のプロセス(必須)		

前身となる活動

地域で互いに認め合う工務店7社の2代目で結成した会。地域循環経済を取り戻すため大手に負けない工務店のあり方を模索する。月に約2回のペースで木の勉強会を中心とした地域素材の勉強会を行う。7社合同でのイベントを行い、7社合同でTVCMや新聞広告を行っている。

(参考) HP <http://www.kidukai.jp/>

- 平成23年4月19日 地域工務店7社が集まり、木の勉強会を始める。
- 平成23年5月11日 同工務店と㈱トライウッドに林業ビジネスモデルを見学し、山側との意見交換を行う。

以降、月に2回のペースで勉強会や戦略会議を行う。

- 平成23年10月12日 広瀬県知事を表敬訪問。応援を要請する。
- 平成23年10月22日 県主催の農林水産祭で工務店ブース、木エブース、珪藻土ブース出店。
- 平成24年1月31日 大分県主催の地域政策スクールに参加



大分合同新聞 掲載

ブランド化事業への取り組み

それまでの流れを活かし、県北・県央・県南の工務店や業者に声をかけて始める。

- 平成24年3月27日 第1回 設立発足会
 - ・工務店7社と設計業者3社流通業者2社が集まり、事業の理解と共有化を行い、役割分担とスケジュール確認を行う。
 - ・大分の特徴についてブレインストーミングを行う。
 - ・想定参加メンバーについて討議を行う。
- 平成24年4月 6日 第2回
 - ・工務店7社と流通業者2社が集まり、大分の地域型住宅についてブレインストーミングを行い、グルーピングの後、キーワードを抽出する。
 - ・討議内容を想定参加メンバーに送付し、意見を募る。
- 平成24年4月10日 第3回 木繋会および流通業者が集まる
 - ・具体的取り組みについてブレインストーミングを行い、その後グルーピングを行いキーワードを抽出する。
 - ・原木供給業者1社と製材業者1社と工務店6社、流通業者2社で、グループ内協力体制の打ち合わせ。
 - ・討議内容を想定参加メンバーに送付し、意見を募る。
- 平成24年5月 2日 第4回
 - ・工務店6社と設計業者5社、流通2社で共通ルールの検討を行う。5つの地域特徴に対応した5つの共通ルールが候補となる。
 - ・草案を作成する。
- 平成24年5月11日 地域材の認証制度について、県の指導員の方に相談を行い指導を受ける。
- 平成24年5月17日 第5回
 - ・製材業者1社と工務店7社、設計業者7社、流通2社、大分県指導員2名、住宅履歴システム担当者で草案を共有し、修正項目を指摘し修正する。
 - ・修正案を想定参加メンバーへ送付し、意見を募る。
 - ・必要書類の確認と収集を始める。
- 平成24年5月29日 第6回
 - ・原木供給業者1社と製材業者1社、流通業者2社、工務店10社、設計業者5社、大分県指導員3名で集まり、(財)ベターリビングの



勉強会風景



協議会風景

5. 環境未来都市等、地域におけるプロジェクトや行政上の計画等に関連する場合、それらにおける本申請内容の具体的な位置づけ等(該当する場合のみ記載)

当協議会による地域住宅の主な供給地域である大分県は、平成27年度素材生産量の目標を100万m3に掲げ、木材生産力強化推進会議を設置し、県内の素材生産体制の整備に取り組んでいる。この推進会議において、「加工・流通対策の推進、需要拡大」に関する内容が含まれており、当協議会の取組は、当該計画に合致

注1) 各項目について分かりやすく記載して下さい。

注2) 記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

注3) 記載内容の詳細が分かる資料があれば、適宜添付してください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 大分県産材	(地域型住宅供給対象地域) 大分県																																													
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 豊の国優良住宅推進協議会	(結成年月) 平成24年3月																																													
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 大分県産材	(産地) 大分県及び福岡県、熊本県、宮崎県																																													
		(認証制度等) 大分県産材認証制度、合法木材認証制度																																													
4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組		業種毎の役割分担																																													
		I II III IV V VI VII VIII																																													
(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域工務店の信頼性向上のため、エリア毎に完成検査を共同で行う。 ○協議会と地域型住宅の内容を分かりやすく知らせるためのHPを作成する。 ○施主が家を建てた施工工務店以外に相談できる団体としての窓口をつくる。 ○第三者チェックとして、(財)ベターリビングと(財)大分県住宅建築センターの現場確認検査を受ける。 ○初めて長期優良住宅を建てる工務店など、工務店から相談を受ける窓口、およびサポート体制をつくる。 	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table>						○	◎			○	○	○	○	○	○	◎			○	○	◎	○	○	○							◎		○	○											
					○	◎																																									
○	○	○	○	○	○	◎																																									
○	○	◎	○	○	○																																										
			◎		○	○																																									
(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ○工務店が行う維持管理における検査マニュアルを作成し、精度を高める。 ○維持管理の大切さを施主に説明し、その意識付けと維持管理方法をマニュアル化する。 ○共通の第三者住宅履歴システムを採用し、施主と建物の管理、維持管理計画の管理を、各工務店と協議会の双方で行う。 ○維持管理の遂行状況を確認するため、(財)ベターリビングと(財)大分県建築住宅センターに第三者チェックを委託する。 	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>◎</td></tr> </table>							○	◎					○			○	◎									○	◎							○		◎									
						○	◎																																								
			○			○	◎																																								
							○	◎																																							
						○		◎																																							
(3) 地域型住宅の普及を促進するための具体的取組 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの方に知っていただくため、一般向けの住宅構造見学会または住宅完成見学会を行う。 ○一般の方が地域型住宅について相談できる窓口をつくる。 ○効果的にアピールするため、工務店以外の生産者も消費者に伝える勉強会を共同で行う。 ○一般の方に地域型住宅を知っていただくため、川上から川下までがそれぞれの立場からその良さを伝え、全員で説明会を開催する。 ○原木供給状況を見ることにより地域木材使用の意味を伝えるため、一般の方向けに山の見学ツアーを組む。 ○HPから各メンバーが自由にプリントアウトできるパンフレットを作成する。 	<table border="1"> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>◎</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td></tr> </table>	○	○	○	○	○	○	◎			○	○	◎	○	○	○				○	○	○	○	○	◎				◎	◎	○	○	○	○										◎		
○	○	○	○	○	○	◎																																									
○	○	◎	○	○	○																																										
○	○	○	○	○	◎																																										
◎	◎	○	○	○	○																																										
						◎																																									
(4) 地域の住宅生産技術の継承に関する具体的取組(任意)	○現状では流通が複雑で生産者のメリットが少ないため、七島蘭を生産者から直接購入することにより生産者側の実入りを増やし、衰退傾向の産業を守る。	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td></tr> </table>								○	◎																																				
							○	◎																																							
(5) 新しい住宅生産技術の導入に関する具体的取組(任意)	○省エネ住宅の勉強会を隔月で1度以上行う。	<table border="1"> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	○	○	○	○	◎	○																																							
○	○	○	○	◎	○																																										
(6) 資源の循環利用に関する具体的取組(任意)	○資源の循環利用に関する取り組みについて、山側と意見交換及び勉強会を行う。	<table border="1"> <tr><td>◎</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	◎	◎	○	○	○	○																																							
◎	◎	○	○	○	○																																										
(7) 災害時の応急仮設住宅の供給に関する具体的取組(任意)	○大分県における仮設住宅案を作成し、大分県へ提案を行う。	<table border="1"> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	○	○	○	○	○	◎																																							
○	○	○	○	○	◎																																										
(8) 地域型住宅の生産に関する人材育成その他の取組(任意)	○現状では流通が複雑で生産者のメリットが少ないため、七島蘭を生産者から直接購入することにより生産者側の実入りを増やし、人材育成に取り組む。	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>◎</td><td></td></tr> </table>							○	◎																																					
						○	◎																																								
5. 平成24年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数 うち長期優良住宅 80 戸 54 戸	(左記の根拠、様式2-1-1に記載した実績との関係等) 本事業を最大限活用し、長期優良住宅を推進する。長期優良住宅の供給予定戸数を平成23年実績36棟の5割増しと設定。また、地域型住宅の予定工数は、昨年の着工戸数167件の約半分と設定。																																													
	地域型住宅による地域材使用予定 うち長期優良住宅分 960 m³ 648 m³	(左記の根拠、様式2-1-1に記載した実績との関係等) 戸あたり最低20m ³ ×60%の杉を使うことを考えて、左記地域材使用予定量を計算。																																													
6. 地域材使用に充当する他の補助金の名称・概要。他の補助金を充当しない場合は「なし」と記載 (必須)	なし																																														
7. 当提案が採択された場合の、各工務店毎の、補助対象戸数の配分ルール (必須)	補助事業への参加を希望する工務店全社に最低1戸を配分し、その上で、これまで長期優良住宅への取り組み実績が少ない工務店や受注が確実視されている工務店に優先的に配分していく。																																														

注1) 箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。

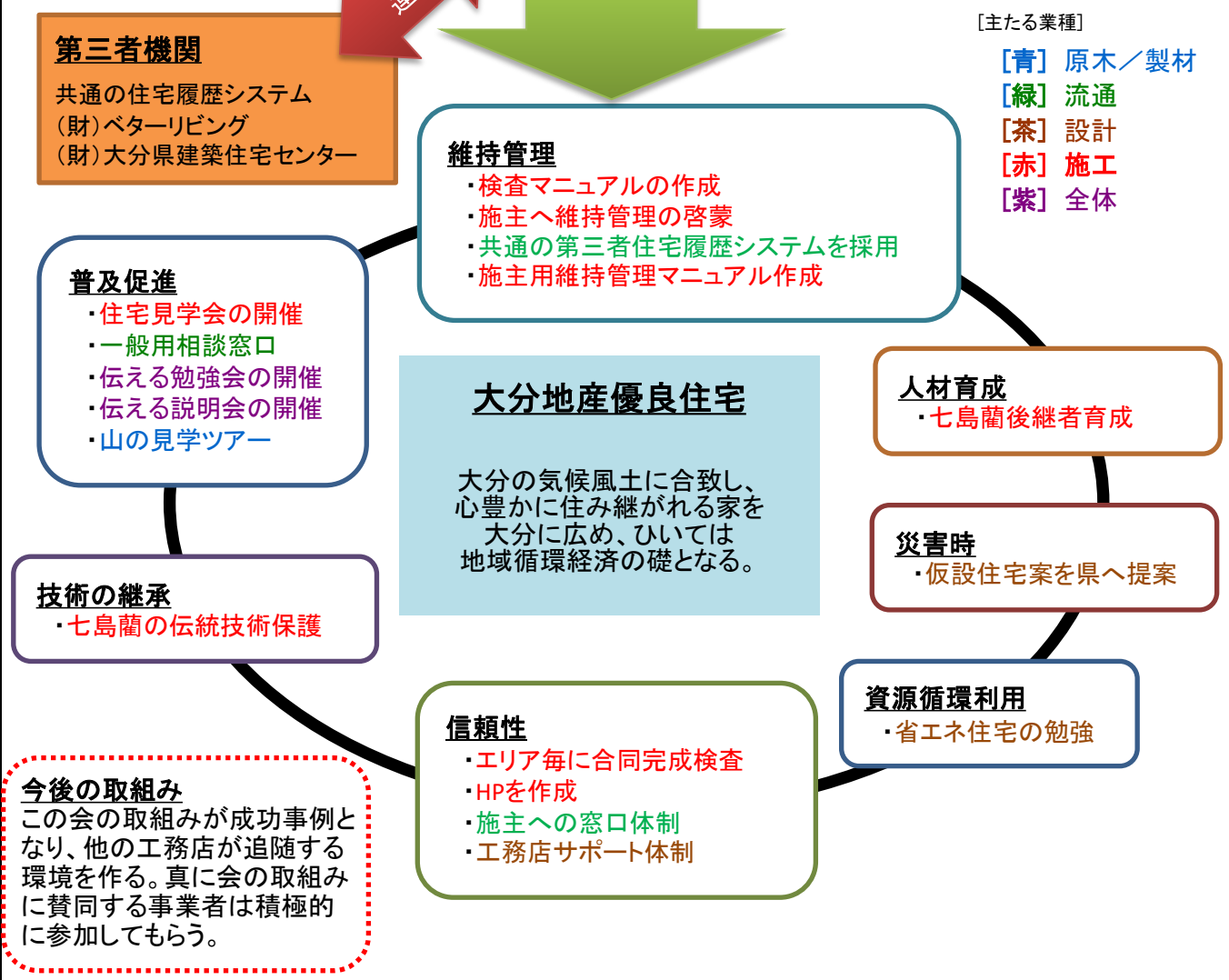
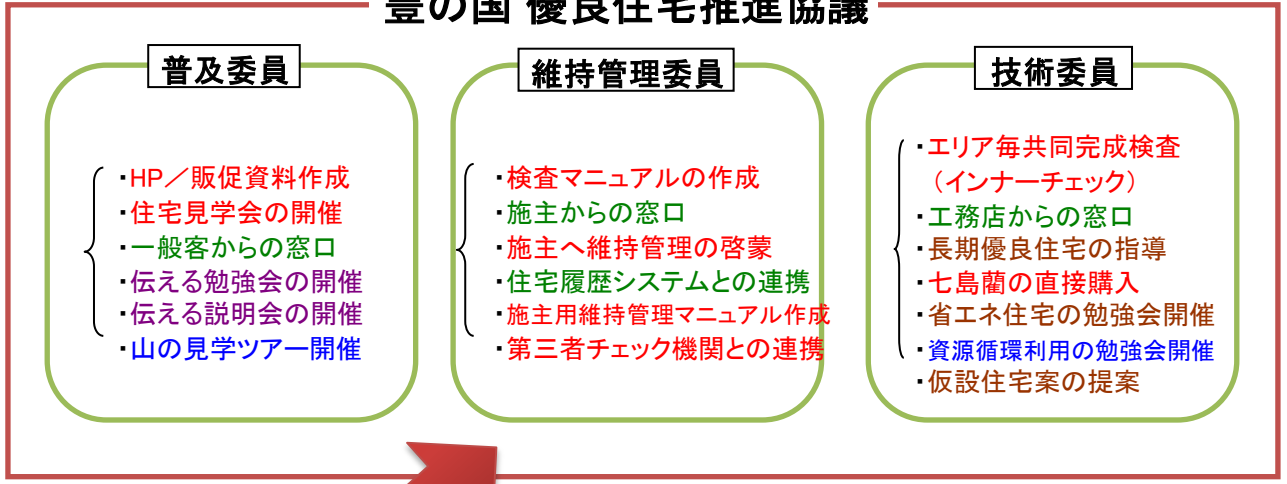
注2) 4の(4)~(8)の欄については、具体的取組がある場合に記載してください(その他の欄は、必ず記載)。

注3) 業種毎の役割分担については、様式2-1-1の業種分類に従って各取組を担う主たる業種に◎、関連して担う業種に○を記載して

注4) 行が不足する場合は、適宜追加してください。また、不要な行を削除し、できるだけ1枚に収めてください。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 大分地産優良住宅	(地域型住宅供給対象地域) 大分県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 豊の国優良住宅推進協議会	(結成年月) 平成24年3月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等 (必須)	(名称) 大分県産材	(産地) 大分県及び福岡県、熊本県、宮崎県
		(認証制度等) 大分県産材認証制度、合法木材認証制度
4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担についての説明 (必須)		

豊の国 優良住宅推進協議



注1) 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担について、図表等を用いてわかりやすく説明してください。
 注2) 原則として、1枚に収めてください。